

令和2年度第3回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年6月9日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前9時45分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	7番	稲田洋子
	2番	浅田昭弥	8番	吉川保
	3番	加藤幸児	9番	奥迫静子
	5番	内田章久	10番	梅林操
	6番	天崎直幸		
出席推進委員	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員	4番	絹谷澄雄		
議事録署名委員	1番	岩田正	2番	浅田昭弥
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
議案第3号	農業振興地域整備計画の重要変更について
6. 協議事項	
協議第1号	「10年後の日南町の農業を考える」検討委員会について
7. その他	
8. 閉 会	

開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第3回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	3月より不要不急の外出はご法度となっていました緊急事態宣言は、全国的に解除となり2週間となりますが、まだまだ、新型コロナウイルスの脅威は薄れたとは言えません。鳥取県は3人の発症でとどまっていますが、関東や九州・北海道では第二派の感染拡大が来ているようです。新型コロナウイルスは、私たちの世代には記憶の無い感染症で、世界的には死者数が40万人を上回ったという事です。過去の感染症を振り返ってみますと、スペイン風邪が1918年(大正7年)流行し、4000万人が死亡したそうですし、アジア風邪は1957年(昭和32年)流行り、200万人、マラリアという病気は1980年(昭和55年)ごろ流行り44万人もの人が死亡しました。又、結核は20億人が感染し毎年400万人が死亡し、1950年(昭和25年)に抗生物質の発見で死者が激減したとの記述があります。こうした記録を見ますと改めて感染症の恐ろしさを感じます。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、1番岩田委員、2番浅田委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 幹	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について、本日は1件報告があります。利用権設定する者が△△の〇〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇〇さんに貸付を行っているものです。土地の所在は△△の××××番地と××××番地の田が2筆です。変更前の賃借料が物納で全体で90kgでしたが、これを口座振替で全体で20,000円に変更するという届出です。以上です。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 幹	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出です。本日は3件あります。3件ともこれまで△△の〇〇〇さんが設定されていた契約ですが、これを解約し、息子の〇〇〇〇さんが契約をされるということです。同一世帯でこれまでも〇〇さんが主に耕作をされていましたが、名義が〇〇さんになっていて、会計や振込をする際に不便があり、整えたいという事で相談があり、この度、報告第2号で合意解約をし、この後の議案で集積をし直すという形の手続きを踏むものになりますので一連のものとして見て頂ければと思います。 申請番号1、土地の所在が△△××××番地、××××番地の田が2筆、合計面積が3,553㎡、△△の〇〇〇〇さんから〇〇〇さんへの利用権設定がなされていたものですが、合意解約の後には、中間管理機構を通じて〇〇〇さんが耕作予定となっています。

		<p>申請番号 2、土地の所在が△△××××番地の他、合計で 5 筆、面積が合わせて 5,031 m²、△△の〇〇〇〇さんが日南町産業振興センターを通じて〇〇〇さんに令和 5 年 1 月 31 日まで契約をされていたものですが、これを解約し、中間管理機構を通じて〇〇〇〇さんが耕作予定というものです。</p> <p>申請番号 3、土地の所在が△△の××××番地、田が 1 筆、面積が 1,629 m²、△△の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの貸借でしたが、こちらも同様に解約し中間管理機構を通じて〇〇〇〇さんが耕作予定となっています。以上 3 件 8 筆、10,213 m²、ということで報告します。以上です。</p>
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
議案第 1 号	議 長	議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 幹	<p>議案第 1 号の利用集積計画の決定についてです。次ページに総括表を付けておりますのでご覧ください。本日は相対の新規契約が 1 件、機構を通じた再設定の契約が 3 件となっていますのでご協議お願いします。</p> <p>申請番号 1、土地の所在が△△△××××番地、他 8 筆、合計面積が 8,692 m²、利用権設定する者が△△△の〇〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が〇〇〇〇〇〇、水稻の作付、賃借料は物納で水張反当 30 kg、契約期間は令和 2 年 6 月 9 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 9 年 9 ヶ月です。</p> <p>2 番目から 4 番目については、先程報告しました、〇〇さんから〇〇さんへ切り替える契約で、同一世帯であり、契約内容も変更なしということで再設定とさせて頂きました。内容はお読み取りください。次ページに経営者の経営状況等という事で〇〇〇〇〇〇〇〇さんの情報もあげておりますので、ご確認下さい。以上です。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 幹	議案第 2 号の農地利用配分計画案になります。本日は 1 件で、先程の集積計画の中にあつた〇〇〇〇さんに係るものになります。再設定ということであげておりますので、お読み取り下さい。次ページに〇〇さんの農業経営の状況等の資料も付けていますのでご覧ください。宜しくお願い致します。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 2 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農業地域振興整備計画の重要変更について事務局お願いします。

主 幹	<p>議案第3号 農業地域振興整備計画の重要変更についてです。本日は除外に関しての重要変更ということでご審議頂きたいと思います。申請者は△△△の〇〇〇〇さん、土地の所在が△△△×××-×××番地、場所としては〇〇さんのお宅の隣の田んぼになります。面積が600㎡です。除外の理由は〇〇さんの住宅用の土地としての利用を計画されているということで申請があったものです。相談がありまして5月29日に現地確認をしています。</p> <p>次ページに位置図や中間図、平面図、写真等付けておりますのでご覧ください。町としては、協議された土地の周辺は山林に囲まれており、代わりに代替として使われる土地も少ないことから除外の基準を満たすと考えています。併せて申請者の住宅に隣接する土地であるので、農地の集団性を損なうものでもなく、土地利用の混在もない。又、住宅の建設に当たっては合併浄化槽の設置も予定するなど、被害防除計画も考えておられることから、変更後の周辺農地の利用上の支障も少ないと考えるものです。</p> <p>本日、農業委員会で同意が頂けたと仮定して今後の流れになりますが、現在、鳥取西部農協にも同様の意見聴取のお願いの通知をしています。農協からも同意が得られたら、県に事前協議というかたちで相談したいと思います。これが6月中旬ごろになるのではないかと思います。そして、県から回答があった後に縦覧期間を30日間、異議申立て期間を15日間公告して、何も無ければ県の方に改めて本協議というかたちで協議します。県から許可する旨の回答がありましたら、町で告示をして農用地からの除外ということになります。それに併せて改めて〇〇さんから転用の申請があり農業委員会でご協議頂くかたちになりますので、早くても8月の総会になるものと思っています。その折には宜しくお願い致します。以上です。</p>
議 長	地元委員さんの補足説明をお願いします。
多里推進委員	<p>先程、事務局から説明がありましたように、5月29日に現地確認をしています。申請者から見て息子さんになられる〇〇〇〇さんの方が皆さんご存知だと思います。〇〇〇〇さんは認定農業者でもあり、後継者の〇〇〇〇さんもいらっしゃるの、他の場所に宅地を造成すると、畜産でもあり、非常に不便であると考えられます。排水路に関しても、今、機械で素掘りの段階ですが、最終的にはU字溝を埋める計画もありますので、まったく問題ないと思います。補足は以上です。</p>
議 長	<p>議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して、議案第3号は承認された。
協議第1号	議 長 「10年後の日南町の農業を考える」検討委員会について事務局お願いします。
	事 務 局 長 本日、浅田委員さんが主体となって原案を作って頂いておりますので、総会後に検討委員会を開いて、もう一度、「10年後の日南町の農業を考える」検討委員会の委員さんで練っていきたいと思います。その後、来月に

		なりますが、全委員さんに事前に配布してご意見を頂きながら、修正を加えていきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。
その他	事務局 局長	次回総会は、令和2年7月10日（金）午前9時00分から開会予定です。
	議長	愛知県視察研修の報告について糸田川推進委員お願いします。
	糸田川 推進 委員	総会議案と一緒に冊子が配られていると思いますが、最初のところは3月の総会でお話した内容をそのまま載せています。他の資料に関しては「地域まるっと中間管理方式」の説明と、まるっと方式に取り組んでいる押井営農組合の取組について印刷したものをお配りしています。「自給家族」という栽培契約募集のチラシで面白いと思ったのが、お米を買って頂くという考え方ではなくて、栽培経費として1俵、60kgあたり年間3万円を前払いで負担して頂いているという取組でした。詳しいことはホームページにも掲載されておりますので、そちらをご覧ください。以上です。
	議長	何かご質問がありましたら。
	8番	この視察資料に付けてある「地域まるっと中間管理方式」について、どの程度の説明を受けられたか分かりませんが、取組として実際にやってみたいと思う内容のものでしたので、少しお聞きしたいと思いますが、地域で一括して借り受けて、希望する農家に再委託するというかたちで農業が継続出来るという内容だが、借り受けて農業をする農家の資格のような、例えば自分は今、認定農業者としての認定を頂いていますが、実際に耕作権ではなくて特定農作業受託契約の農地で営農していくという場合に、農家が認定農業者というような資格が引き続き受けられるようなかたちになるのか、だめなのかみたいなことの説明はなかったのでしょうか。
	糸田川 推進 委員	栽培に関しては特定作業受委託を受けた方がやるので、ここにホームページのQ&Aがあって、それを見ているのですが、認定農業者には認定されるようです。いろいろな話を聞きましたが、資料に書いてあることを説明されたというところが本音で尚且つ、この制度が始まってまだ2.3年しか立っていないので上手くいっていないところの方が多いと聞いています。ですから、私の住んでいる多里地域におとす時にはもう少し良い所だけ取って、良い感じにして皆様に報告できたらいいなと思っているのが本音のところですが。細かい所になると私もわからないことがいっぱいあるので、これを提唱された方にその都度問い合わせをして取組みたいと考えています。回答になっていませんがこんなところです。
	8番	委託を受けた農地を耕作していく時の小作料はどのような扱いになっているのでしょうか。疑問に思うのは、もともと地域が農地を借りるときには小作料を払わんといけないわけで、実際には個人に委託させて作業させるわけですから、小作料を誰が負担するかというところが現場としては一つの課題になるのではないかという事を感じたものですから、実例が無いかと思って聞いてみました。

糸田川 推 進 委 員	Q & Aで答えるかたちで申し訳ないですが、賃料の流れとしては、いったん機構へ一般社団法人がお金を払います。あとは特定作業受委託をする時に、この土地についてはいくらかと一般社団法人と受け手で決めることになります。
1 番	それはおかしいんじゃないですか。特定作業受委託契約にならないんじゃないですか。それでは普通の小作じゃないですか。利用権設定するのと一緒にじゃないですか。小作料を払うのなら。様々な経費を払っていくのなら今の利用権設定とまるっきり一緒ですよ。特定作業受委託契約書というのは何も発生しないからそれで成り立っていくんですよ。払うんだったら意味がないんじゃない。
事 務 局 長	今の岩田委員さんの言われた特定作業受委託の基本的な考え方ですが、最後の販売まで委託を受けて、余った時にそのお金を相手方に渡すというのが本来の考え方だとは思いますが、実際は反当たり幾らかという小作料的なものをはじめから相談されて、結ばれているのが実態かなと思っています。実際にそれだけ余ったというかたちで処理されているとは思いますが、本来の考え方とは違うかもしれませんけど、そんなかたちで運用されていることが多いのではないかと思います。
糸田川 推 進 委 員	私自身も不勉強ですので、Q & Aを読んでいるのですが、岩田さんがおっしゃることが正解だと思います。実質、賃料としては頂くけど、賃料として払わない。これが正解と書いてあります。受委託を受けた側が上げた利益の中から一定額を払うという契約であれば問題は無いという事です。
1 番	私も資料を良く理解してないのですが、資料には農事組合法人、株式会社は遊休農地化が懸念されるような条件の悪い農地を含めて地域資源を管理している取組みはあまりないとありますが、一般社団法人はそれが出来るという事はなぜでしょう。なぜ、株式会社はできないんでしょう。ここが良く理解できないんですが。社団法人は営利を目的としていないわけでしょう。実際は営利を目的としているんです。個人に配当しないために社団法人にするわけでしょう。だけど会社の運営とか会社に使うお金は必要な訳だから営利を目的とするわけでしょう。なぜ一般社団法人で条件の悪い所が当たり前出来るのか理解できないんですが。もう一つ、これは全員が参加して初めて出来るわけですよ。その地区の半分の方が賛同してやってもすることはできないわけですよ。みんなが耕作を放棄した土地までどんどんやっていくなんでありえないことですよ。全員参加型じゃないと絶対無理なことじゃないですかね。中間管理機構に全部投げ出して、その中で全員が参加しないと成り立たない。まあ、ここが何人おられる地域かわからないですが。実際そこでは全員が参加されているんですか。
糸田川 推 進 委 員	今回視察した押井の里というところは、水稻の面積でいうと 6ha です。本当に小さな集落で、日南町にある集落営農とかの規模と変わらないくらいのところ。だから出来ているというものあるのかなと考えています。この件に関しましてはこれからしっかり勉強していきますので宜しくお願い

		いします。
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和2年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員